

(別記様式3)

## 群馬県福祉マンパワーセンターの管理における指定管理者制度活用の実施方針

### 1 基本的事項

#### (1) 施設の概要

所在地	前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター6階
設置年月日	平成10年4月1日
敷地面積	(入居施設)
主な施設・建物	事務室、職業紹介窓口、研修室等(延べ床面積822.95㎡)

#### (2) 施設の設置目的

社会福祉に関する人材の養成、確保及び資質の向上を図り、並びに社会福祉に関する調査研究及び啓発活動に取り組むことにより、社会福祉の発展に寄与し、あわせて福祉に関する県民の理解を深めることを目的に設置された施設である。

#### (3) 指定管理者制度活用の目的

管理運営について、指定管理者の豊富な知識を引き続き活用することにより、管理運営経費の縮減を図りながら、施設の効用を最大限発揮し、県民サービスを向上することが可能と考えられる。

#### (4) 指定の期間(予定)

5年間(令和4年4月～9年3月)

#### (5) 利用料金制採用の有無

利用料金制を採用しない。

理由：社会福祉法(昭和26年法律第45号、以下「法」という。)第93条に規定する都道府県福祉人材センターの業務を行う施設であり、利用者から料金を徴収できない無料職業紹介事業を始めとする各種事業を実施しているため。

#### (6) 指定管理者に支払う施設管理費用の上限額(予定)

5年間の総額	267,395千円	令和4年度	53,479千円
		令和5年度	53,479千円
		令和6年度	53,479千円
		令和7年度	53,479千円
		令和8年度	53,479千円

## (7) 施設の管理運営方針

- ア 設置目的を達成するために施設の効率的かつ効果的な管理を行い、利用者の利便性の向上や管理経費の節減を図る。
- イ 県民の福祉の向上に関する活動を促進するための事業を、最小の経費で最大の効果が出るように実施する。
- ウ 利用者の意見を管理運営に反映させ、利便性の向上や事業内容の充実などの県民サービスの向上を図る。
- エ 新しい生活様式に沿って適切な新型コロナウイルス等感染防止対策（3密〈密閉・密集・密接〉の防止、飛沫感染・接触感染の防止等）を講じること。

## (8) 指定管理者が行う業務の範囲（業務内容、要求水準、成果目標等）

### ア 業務内容

- (ア) 社会福祉事業に従事しようとする者に対する就業の援助に関する業務
- (イ) 社会福祉事業従事者又は社会福祉事業に従事しようとする者に対する研修に関する業務
- (ウ) 社会福祉事業従事者の確保に係る調査研究に関する業務
- (エ) 社会福祉事業に係る啓発普及に関する業務
- (オ) センターの施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- (カ) センターの休館日の変更等に関する業務
- (キ) センターの開館時間の変更に関する業務
- (ク) センターの研修室及び設備の使用の承認に関する業務
- (ケ) 福祉人材確保に係る相談に関する業務
- (コ) その他、社会福祉事業従事者の確保に資する事業

### イ 要求水準

選定要項において、個々の事業区分ごとに具体的な要求基準を定める。

### ウ 成果目標

研修参加者数 1,100人

支援対象者の就職者数 300人

その他、申請者にも具体的な成果目標を提示させる。

## 2 募集及び候補者選定等に関する事項

### (1) 募集の方法

非公募とする。（非公募対象者（社福）群馬県社会福祉協議会）

理由：都道府県福祉人材センターは、法第93条の規定により、社会福祉事業に関する連絡及び援助を行うこと等により社会福祉事業従事者の確保を図ることを目的として設立された社会福祉法人を、都道府県ごとに1個に限り指定することができることとされている。本県において該当するのは、社会福祉法人群馬県社会福祉協議会のみであることから、群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第3号に該当するものとして、公募によらず選定の手續を進めることが適当であるため

### (2) 審査の方法及び選定基準等

#### ア 審査の方法

候補者選定における透明性・公正性を高めるため、県職員以外の民間委員で構成する選定委員会を設置し、応募者から提出された事業計画書等について、選定要項において定める選定基準に基づいて総合的な審査を行う。

#### イ 選定委員会の構成

財務会計及び労務管理等に関する有識者、福祉分野に関する有識者等から8名程度を選任する予定である。

#### ウ 選定基準

(ア) 指定管理者の指定を受けようとする団体が、事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

(イ) 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保できるものであること。

(ウ) 事業計画の内容が、当該施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成できるものであること。

(エ) 事業計画の内容が、施設の管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。

(オ) 事業計画の内容が、利用者要望への対応、地域貢献、防災対策・緊急時の対応等、その他必要と認める基準を満たすものであること。

※ 選定基準ごとの詳細な審査項目、審査内容及び配点については、選定委員会で決定し、選定要項において定める。

#### エ 審査経過の公開

応募者及び提出された事業計画の概要、選定委員会の審査概要及び審査結果は、応募者の利益及び選定の公正性を損なわない範囲で、逐次公開する。

### 3 今後の日程（予定）に関する事項

実施方針の県議会への報告	令和3年 6月
選定委員会の設置	6月
審査の実施	9月～11月
候補者の選定（候補者としての適否の判定）	11月
指定及び債務負担行為に係る議案上程 （審査経過の県議会への報告）	11月
指定、協定の締結、引継	令和4年 1月～3月
指定管理期間開始	4月

### 4 （参考）現在の管理状況

#### (1) 施設の管理者

（社福）群馬県社会福祉協議会

#### (2) 施設管理経費の実績（指定管理業務相当部分）

令和元年度実績

単位：千円

収入		支出	
指定管理料	50,317	人件費	24,890
		事業費	10,953
		委託費	14,474
収入合計	50,317	支出合計	50,317

#### (3) 施設利用の実績

○年度実績

令和元年度実績	求職相談件数	3,191件
	研修参加者数	952人
	支援対象者の就職者数	179人